

# 特別養護老人ホーム竹水園

## 介護予防短期入所生活介護重要事項説明書

令和8年4月1日現在

ご利用者に対する指定短期入所生活介護サービス提供開始にあたり、当事業者がご利用者に説明すべき事項は次のとおりです。

### 1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 0244-24-0228  
FAX 0244-25-3357  
日時 月曜日～金曜日：午前8時30分～午後5時30分  
(土、日、祝日、12月30日～1月3日は休日となります。)  
担当 生活相談員

### 2. 法人の概要

事業者の名称	社会福祉法人 竹水会
所在地	福島県南相馬市原町区長野字南原41番
代表者	理事長 門馬 広毅
電話番号	0244-24-0228
FAX番号	0244-25-3357

定款の目的に定めた事業

- ① 特別養護老人ホーム（竹水園）の設置経営
- ② 老人短期入所事業（竹水園）

施設・拠点等

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム竹水園） 1ヶ所（100床）  
短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（竹水園） 1ヶ所（20床）

### 3. 特別養護老人ホーム竹水園の概要

施設名称	特別養護老人ホーム 竹水園
所在地	福島県南相馬市原町区長野字南原41番
施設長名	斗藏 歩
事業者番号	0771200227
電話番号	0244-24-0228
FAX番号	0244-25-3357

#### 4. 事業の目的及び運営の方針

##### <事業の目的>

介護保険法令の趣旨に従い指定短期入所生活介護サービスの適正な運営を確保するために、管理運営に関する事項を定め、要介護状態にあるご利用者に対し、適切なサービスを提供することを目的とします。

##### <運営の方針>

短期入所生活介護サービス計画に基づき、入浴・排泄・食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他日常生活上の支援、機能訓練等を行うことによりご利用者とその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう努めます。

ご利用者の心身の状況、居住環境、家族や地域との関わりを充分考慮し、常にご利用者の立場に立ったサービスを提供するように努めます。

#### 5. 職員体制及び職務内容

職 種	常 勤	非 常 勤	職 務 内 容
管理者	1名		職員の管理及び業務の管理を行います。
生活相談員	3名		ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
介護支援専門員	1名	1名	ご利用者にかかる短期入所生活介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。
栄養士	3名		ご利用者の食事提供について献立の作成、栄養計算等を担当します。
医師 (嘱託医)		2名	ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
看護職員	6名	1名	主に、ご利用者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
介護職員	7名 (全体で59名)	3名 (全体で19名)	ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
機能訓練指導員 (看護職員兼務)	1名		ご利用者の状況に合わせて、日常生活の自立支援を目指した機能訓練をします。

\*毎日、2ユニットごとに1人の夜勤職員（介護職員）を配置します。

#### 6. 勤務態勢

職 種	勤 務 時 間		休 み
管理者	8：30～17：30		4週8休
生活相談員	8：30～17：30		4週8休
介護支援専門員	8：30～17：30		4週8休
栄養士	8：30～17：30		4週8休
医師（嘱託医）	毎週水曜日	13：00～15：00	
医師（嘱託医）	毎週水曜日	13：00～15：00	
看護職員 (機能訓練指導員 兼務)	早番	7：00～16：00	4週8休
	日勤	8：30～17：30	
	遅番	9：00～18：00	

介護職員	早番 7:00～16:00 中番 10:00～19:00 遅番 12:00～21:00 夜勤 21:00～7:00	毎月10休 (2月は9休)
機能訓練指導員 (看護職員兼務)	看護職員と同じ	4週8休

## 7. 施設の概要

定員	20名 (1ユニット10名定員)
居室	全て1人部屋 (13.94㎡)
浴室	2ユニットごとに個人浴槽、他に一般浴槽と特殊浴槽があります
医務室	1室
共同生活室	ユニットごとにあり、ご利用者の食堂及び交流スペースとしてご利用いただけます。
トイレ	各ユニット内に3ヶ所設置してあります。(車いす対応)
地域交流スペース	各種イベント、地域交流の場としてご利用できます。

## 8. サービス内容

### 1 食事

栄養士によって計算された食事を、ご利用者の嚥下、咀嚼の力などの身体の状況、生活週間及び嗜好を考慮し、適時適量にて食事を提供いたします。

なお、食事はご利用者の自立支援のため、原則として共同生活室にて召し上がっていただきます。

朝食 7:30～

昼食 12:00～

夕食 18:00～

### 2 入浴

個人浴槽、一般浴槽、特殊浴槽により、個別に合った入浴ができます。入浴日は、週2日以上の入浴の機会を設け、又ご利用者からの希望に応じ、常時入浴していただけます。ただし、状態に応じ、特別浴及び清拭となる場合があります。

### 3 排泄介助

ご利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行います。

### 4 介護

個別サービス計画に沿って快適なご利用ができるように努めます。

### 5 機能訓練

兼任の機能訓練指導員が訓練にあたります。

### 6 生活相談

ご利用者の生活等について担当職員が相談に応じます。

### 7 健康管理

嘱託医の指示のもと看護職員が健康管理にあたります。

### 8 理美容サービス

ご希望者につき、特別養護老人ホームの理美容サービス日に併せてご利用できます。料金は実費を負担していただきます。

- 9 レクリエーション 様々なレクリエーションに参加できます。また、材料費がかかる物については実費を負担していただきます

## 9. 利用料金

### (1) 基本料金

\*ご利用できる方 介護保険認定による要介護1～要介護5までの65歳以上の方（ただし、40～64歳の特定疾病対象者は利用可）

要支援認定	利用料	サービス提供体制強化加算	自己負担 (日額)
要支援1	529	18	547
要支援2	656	18	674

※割合証に応じた金額になります。

### (2) 個別加算料金（該当者に適用）

#### ①緊急短期入所受入加算

1日につき90円（ただし、利用開始日から起算して14日を限度とします。）

#### ②若年性認知症利用者受入加算

1日につき120円

#### ③送迎費用

南相馬市内全域において事業者が送迎を行った場合は

片道1回あたり184円をいただきます。**（平日のみ実施）**

### (3) その他の料金（介護保険法で基本サービスとは別に利用者が自己負担することとされ、事業所ごとに利用者との契約に基づくものとされているもの）

#### ①食事代 朝410円 昼580円(おやつ含む) 夜455円

※8月1日より1445円/日→1545円（100円引き上げ）

（朝 430円 昼 630円 夕 485円）

食事代については、所得に応じた下記減免措置があります。

#### ②滞在費 1日あたり2,066円

滞在費については、所得に応じた下記減免措置があります。

#### ③送迎の実施地域を越える送迎費用

・片道1回あたり184円

・送迎の実施地域（南相馬市内全域）を越えては送迎距離片道1kmあたり25円加算となります。

段階	対象者	居住費	食費
第1段階	生活保護受給者 住民税世帯非課税 老齢福祉年金受給者	820	300
第2段階	住民税世帯非課税 合計所得と年金収入の合計が80万円 以下	880	600
第3段階①	住民税世帯非課税 合計所得と年金収入等の合計が80万 円超120万円以下	1,370	1,000
第3段階②	住民税世帯非課税 合計所得と年金収入等の合計が120 万円超	1,370	1,360
第4段階	非該当	2,066	1,445

上記金額は、「介護保険負担限度額認定証」に明記されます。

\*保険料の滞納等により保険給付金が直接、当事業所に支払われない場合には、厚生労働省が別途定める金額を頂きます。後日、必要な手続きにより償還払い（払い戻し）を受けることができます。

\*その他、日常生活に必要な物品についてはご利用者の負担となるものもあります。

\*上記の他レクリエーション費用等は自己負担となるものもあります。

### (3) 支払い方法

短期入所生活介護終了日または終了後1週間以内に現金、銀行振込によりお支払いください。

受取人名義	社会福祉法人竹水会	理事長	門馬	広毅
	七十七銀行		原町支店	
口座番号	普通預金	5306922		

## 10. 短期入所生活介護利用の中止

### (1) 利用開始予定日以前の中止

ご利用前にお客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。ただし、お客様の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。

①	入所日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合	無料
②	入所日の前日午後5時まで連絡がなかった場合	自己負担相当額

### (2) 利用期間中の中止

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

- ① ご利用者が中途退所を希望した場合
- ② ご利用中に体調が悪くなった場合
- ③ ご利用日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合

④ 他のご利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合

\*上記の場合で、必要な場合は、ご家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治医または歯科医師に連絡を取る等必要措置を講じます。

ご利用料金は退所日までの日数を基準に計算します。

## 1 1. サービスの利用申し込み

### (1) サービスの利用申し込み

契約締結後、サービスの提供を開始します。居宅サービス計画の依頼をしている場合は、事前に居宅支援事業者とご相談ください。

なお、ご利用の予約は2ヶ月前からできます。

### (2) サービス利用計画の終了

#### ①お客様の都合でサービス利用計画を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

#### ②自動終了

以下の場合には双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・お客様がお亡くなりになった場合
- ・介護保険給付でサービスを受けているお客様の要介護認定区分が非該当（自立又は要支援）と認定された場合

※この場合に限り、予約を有効にしたまま、契約条件を変更して再度契約することができます。（全額自己負担）

#### ③その他

お客様がサービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払わない場合や、お客様やご家族などが当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、またはやむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、30日前までに文書で通知することにより、サービス利用計画を終了させていただくことがあります。なお、この場合、契約終了後の予約は無効になります。

## 1 2. 施設利用に当たっての留意事項

### (1) 面会

外来者との面会は自由にできますが、必ず事務室に声を掛けて下さい。

ただし、9：00～18：00までをお願いします。

### (2) 外出

あらかじめ外出の届け出用紙に記入し、ご家族対応をお願いします。

送迎が必要なときはご相談下さい。

### (3) 飲酒

施設内での飲酒は、病状等への影響や他の方に迷惑を及ぼさない範囲内で可能です。なお、事業所の指定する場所以外では飲酒はできません。

(4) 所持品の持ち込み

居室のスペースが限られていますのでご利用時にご相談下さい。

(5) 金銭・貴重品管理

原則として自己管理をして頂きますが、できない場合はご相談下さい。

(6) 医療機関での受診

ご家族対応をお願いします。

(7) 政治・宗教活動等

法に定められた政治・宗教の自由の範囲内で可能ですが、他の方への迷惑をかけることが原則です。

(8) ペット

持ち込みは禁止です。

1 3. 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化などがあった場合は、医師に連絡する等必要な措置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡致します。

1 4. 協力医療機関

病 院 名	南相馬市立総合病院 大町病院 鹿島厚生病院
	ご利用者の診療（緊急時・入院・外来等）に対応します。
病 院 所 在 地	南相馬市原町区 南相馬市原町区 南相馬市鹿島区
連 絡 先	2 2 - 3 1 8 5      2 4 - 2 3 3 3      4 6 - 5 1 2 5

医 院 名	たなベクリニック
	田部 周市
医 院 所 在 地	南相馬市原町区南町 3 - 9 0
連 絡 先	0 2 4 4 - 2 5 - 4 3 5 3

医 院 名	わたなべ歯科クリニック
	ご利用者の歯科診療（外来）にあたります。
医 院 所 在 地	相馬市中村新町 17
連 絡 先	0 2 4 4 - 3 6 - 2 3 4 5

\*ただし、協力医療機関において優先的に診療を受けられるものではありません。

また協力医療機関での受診を強制するものではありません。

1 5. 身体拘束の制限

従業者は、指定居宅介護サービスの提供にあたっては、ご利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為は行いません。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、ご本人及びご家族等の同意を得て、その様態及び時間、その際のご利用者の心身の状況、理由を記録いたします。

#### 1 6． 非常災害対策

- ・ 災害時の対応・・・非常災害対策マニュアルに沿って速やかに対応いたします。
- ・ 防災設備・・・スプリンクラー、屋内消火栓、消火器、自動通報装置完備。
- ・ 防災訓練・・・月1回、消防法に定められた訓練を実施します。
- ・ 防火責任者・・・管理者（施設長）

#### 1 7． 個人情報の保護

事業所は、ご利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。

- 2 事業所が得たご利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じてご利用者又はその代理人の了解を得るものとします。

#### 1 8． 衛生管理等

事業所は、ご利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。

- 2 事業所は、当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めます。
  - ① 施設内における感染症予防体制推進のために、感染症対策委員会を設置します。
  - ② 感染症対策のための指針、マニュアルを整備します。
  - ③ 感染症対策委員会を定期的開催します。（月1回）
  - ④ 職員への研修と記録を徹底します。

#### 1 9． 事故発生時の対応方法

提供した指定居宅介護サービスにおいて事故が発生した場合には、市町村、居宅介護支援事業所及びご利用者の家族又は身元引受人等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- 2 サービス提供により発生した事故の状況や講じた措置については正確に記録し保管します。
- 3 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

4 事故発生防止のため又は再発防止のため、次に定める措置を講じます。

- ① 事故発生防止対策委員会を設置します。
- ② 事故発生防止のための指針、マニュアルを整備します。
- ③ 事故発生防止対策委員会を定期的で開催します。(月1回)
- ④ 職員への研修と記録を徹底します。

20. 虐待防止に関する事項

事業所は、入居者様の人権の擁護、虐待の発生又は再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会(身体拘束廃止・虐待防止委員会)を定期的(3ヵ月1回)に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修と記録を徹底する。
- ④ 虐待防止の責任者を管理者(施設長)とする。

施設はサービス提供中に、当該施設従業者又は養護者(入居者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

21. サービス内容に関する相談・苦情

- ① 当施設のご利用に関する相談・苦情担当

解決責任者 管理者(施設長)

受付担当者 生活相談員

TEL 0244-24-0228

FAX 0244-25-3357

日時 月曜日～金曜日：午前8時30分～午後5時30分

(土、日、祝日、12月30日～1月3日は休日となります。)

- ② 第三者委員会の設置

当法人では、苦情解決の公正性を確保するため、第三者委員会を設置しています。第三者委員の氏名・連絡先等の個人情報については、個人情報保護の観点からホームページ上では公開しておりません。

ご相談・苦情等がある場合は、法人の苦情受付窓口にて受け付け、必要に応じて第三者委員へ取り次ぎます。

\*具体的な対応方法については「苦情処理規程」に基づきます。

- ③ その他

当施設以外に、行政機関等の相談・苦情窓口でも受け付けています。

南相馬市介護保険係	0 2 4 4 - 2 4 - 5 3 3 4
国民健康保険団体連合会	0 2 4 - 5 2 8 - 0 0 4 0
福島県運営適正化委員会	0 2 4 - 5 2 3 - 2 9 4 3

## 2.2. 福祉サービス第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価機関の開示状況	

## 2.3. その他運営についての留意事項

- ①事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備します。
  - ・採用時研修      その都度
  - ・継続研修          年2回程度
- ②従業員は業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を保持する。
- ③従業員であった者に、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。また、研修(実習生)等の受入時にも守秘義務に関し説明し誓約書等の提出の措置を講じます。
- ③ この規程に定めるもののほか、運営に関する必要な事項は別に定めるものとします。

介護予防短期入所生活介護の利用にあたり、ご利用者に対して契約書及び本書面に基  
づいて重要な事項を説明致しました。

令和 年 月 日

事業者 社会福祉法人 竹水会  
所在地 福島県南相馬市原町区長野字南原4-1番  
名称 特別養護老人ホーム 竹水園  
施設長 斗 藏 歩

説明者 \_\_\_\_\_ 印

私は、契約書および本書面により、事業者から短期入所生活介護について重要事項  
の説明を受けました。

令和 年 月 日

(利用申込者) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(代理人) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印